

## 「西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務委託仕様書

### 1. 業務概要

業務名：西嶋和紙の里」道の駅登録に係るリニューアル事業基本設計業務

履行期間：契約締結日から令和6年1月19日まで

### 2. 業務目的

本業務は、身延町（以下「発注者」という。）が計画している道の駅の事業実施に向けて、既存施設の整備に関する事項、また、それに関する整備条件を整理し、既存施設の基本設計を行うことを目的とする。

### 3. 受注者の責務

- (1) 本業務の受注者は、「身延町契約規則」、「身延町土木設計業務等標準委託契約約款」、「身延町建築設計業務標準委託契約約款」のほか、本仕様書の定めを遵守しなければならない。
- (2) 業務実施にあたって受注者は、監督員との連絡を密にし、また、発注者から進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するものとする。

### 4. 疑義

本仕様書に定めのない事項、又は作業の過程において仕様書の内容若しくは解釈について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とその都度協議し、受注者は発注者の指示に従うものとする。

### 5. 作業範囲

受注者は、業務着手時に、業務着手届、管理技術者届、担当技術者届及び照査技術者届（氏名、資格、技術経歴等の必要事項を記載したもの）、作業計画書（工程表その他作業計画を記載したもの）の関係書類を提出し、承認を受けるものとする。

### 6. 貸与資料及び取扱い

- (1) 本業務の実施にあたり、必要となる行政上の資料等については、発注者が貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与資料を適正な管理のもと保管し、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 受注者は、本業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

### 7. 損害賠償

本業務中に生じた諸事故等については、その一切の責任を受注者が負うものとし、受注者は諸事故等の内容を速やかに発注者へ報告するものとする。

## 8. 検査

受注者は完成した成果品を発注者へ提出し、完了検査を受け、検査の合格をもって業務完了とする。なお、業務完了後に成果品の内容等に誤りや不備が発見された場合、受注者の責任において速やかに補足修正するものとする。

## 9. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者の管理及び帰属とし、受注者が成果品等を発注者の許可なしに他に公表又は貸与してはならない。

## 10. 業務内容

以下に示す対象範囲に係る項目を実施するとともに、その内容を取りまとめるものとする。なお、本業務で使用する技術基準については、国及び県又はこれらに類似する公的機関の基準を遵守することとする。

## 11. 業務内容

### (1) 既存施設の改修基本設計

既存施設である活性化施設、味菜庵、ふれあい会館及び芝生広場のリニューアルに係るコンセプトの検討を行い、基本設計を実施するものとする。

①設計条件の設定（空間デザイン含む）

②現地踏査

③基本設計

④概算数量算出

⑤概算工事費算定

### (2) 打合せ協議

本業務においては、業務着手時、中間時2回、業務完了時に打合せ協議を行う。なお、必要に応じて、適宜、電話・電子メール等で協議を行うものとする。また、打合せ内容については、その都度協議記録を提出し、確認をする。

## 12. 成果品

本業務の完了後に提出すべき成果品は次のとおりとする。

①報告書（概算工事費算定に係る資料含む）：一式

②打合せ議事録：一式

③電子データ：一式（DVD-R 正副2部）